(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	南三陸町

南三陸町鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南三陸町農林水産課

所 在 地 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地

電 話 番 号 0226-46-1378

F A X 番号 0226-46-5348

メールアドレス nourin@town.minamisanriku.miyagi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	スズメ、カラス、カルガモ、キジバト、ドバト、 ゴイサギ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、 ハクビシン、ニホンジカ、ツキノワグマ
計画期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	南三陸町内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害	の現状 の現状	
	品目	被害数	値
スズメ、カラス、カ	水稲	面積	3 7 a
ルガモ、イノシシ、		被害額	376千円
ハクビシン、ニホン	野菜・イモ類	面積	6 a
ジカ		被害額	335千円
	その他(牧草)	面積	6 0 a
		被害額 2,	355千円

(2)被害の傾向

本町は林野に囲まれた中山間地であり、従来から小動物や鳥類による被害が多かった。平成28年度にニホンジカ、令和元年度にはイノシシが初めて捕獲されて以降、近年では個体数の増加により農作物被害や目撃情報が増加する傾向にある。特にイノシシによる被害は耕作放棄地が多い地区で多くみられている。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値	(令和3年度)	目標値(令和7年度)
スズメ	面積	5 а	面積	4 a
	被害額	5 2 千円	被害額	4 2 千円
カラス	面積	_	面積	
	被害額	_	被害額	_
カルガモ	面積	3 а	面積	2. 4 a
	被害額	300千円	被害額	2 4 0 千円
キジバト	面積	_	面積	_
	被害額	_	被害額	_
ドバト	面積	_	面積	
	被害額	_	被害額	_

ゴイサギ	面積	_	面積	_
	被害額	_	被害額	_
ニホンザル	面積	_	面 積	_
	被害額	_	被害額	_
イノシシ	面積	9 0 a	面積	7 2 a
	被害額	2,662千円	被害額	2, 130千円
ノウサギ	面積	_	面 積	
	被害額	_	被害額	_
タヌキ	面積	_	面 積	_
	被害額	_	被害額	_
ハクビシン	面積	_	面 積	_
	被害額	_	被害額	_
ニホンジカ	面積	5 а	面 積	4 a
	被害額	5 2 千円	被害額	4 2 千円
ツキノワグマ	面積	_	面積	_
	被害額	_	被害額	_

[※]目標値は現状値の約2割減を目標とする

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	ニホンジカ、イノシシ及び鳥類	令和4年度に実施隊員を増員し
に関す	は、南三陸町鳥獣被害対策実施	13名体制としたが、捕獲数が横
る取組	隊により駆除活動を実施して	ばいで個体数減少には至ってい
	いる。	ない。
	ハクビシンについては、被害農	
	業者等からの申請に対し捕獲	
	許可を出し、小動物用箱罠を貸	
	し出している。	
防護柵	防護柵設置者には南三陸町有	防護柵を設置した農地では被害
の設置	害鳥獣被害防止対策事業によ	軽減効果がみられるが、こまめな
等に関	り補助金を交付している。	除草等、維持管理作業が課題とな
する取	令和3年度には、鳥獣被害防止	っている
組	総合支援事業交付金を活用し、	
	歌津石泉地区において集落ぐ	
	るみで電気柵を設置した。	

(5) 今後の取組方針

- ・R3年度において、ハクビシン及びカラスの被害が確認されなかったが、 R2年度にまでは被害が確認されており、現在も町内で目撃情報が多数あることから、R5年度以降も継続して被害対策を実施する。
- ・南三陸町鳥獣被害対策実施隊により捕獲圧を強化するとともに、防護柵設置に対する補助を継続する。また、耕作放棄地周辺の被害が多い事から、 適切な環境整備推進に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

【捕獲対象鳥獣】ニホンジカ、イノシシ、鳥類

→南三陸町有害鳥獣被害対策実施隊13名(うち職員1名)

【捕獲対象鳥獣】ハクビシン、タヌキ等小動物

→被害農業者

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和	カラス	
5年度	スズメ	
	カルガモ	
~	キジバト	
	ドバト	・鳥獣用捕獲用品の購入
令和	ゴイサギ	・鳥獣被害防止に関する知識の普及活動
7 年度	ハクビシン	(広報による啓発、講習会等)
	タヌキ	
	ニホンジカ	
	イノシシ	
	ツキノワグマ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

数値は過去の捕獲実績、農作物の被害状況、目撃件数を基に設定する。なお、ツキノワグマは捕獲目標を設定せず、人的被害や農業被害等、緊急捕獲が必要となった場合のみ捕獲する。

与各自 群	捕獲計画数等			
対象鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
カラス	100羽	100羽	100羽	
スズメ	150羽	150羽	150羽	
カルガモ	100羽	100羽	100羽	
キジバト	40羽	40羽	40羽	
ドバト	40羽	40羽	40羽	
ゴイサギ	10羽	10羽	10羽	
ハクビシン	40頭	40頭	40頭	
タヌキ	20頭	20頭	20頭	
ニホンジカ	100頭	110頭	120頭	
イノシシ	40頭	5 0 頭	60頭	
ツキノワグマ	*	*	*	

捕獲等の取組内容

- ・ニホンジカ、イノシシは県の指定管理事業期間を除く時期にワナや銃を使用して捕獲する。
- ・ハクビシン等の小型動物は通年、小動物用箱わなにより捕獲する。
- ・鳥類は農作物の被害発生時期に銃による捕獲活動を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 巻き狩り等、対象鳥獣までの距離が遠い場合に使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内全域	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	農地へ防護柵を設	農地へ防護柵を設	農地へ防護柵を設
イノシシ	置する場合の補助	置する場合の補助	置する場合の補助
小型動物			
	南三陸町有害鳥獣神	被害防止対策事業に	より、電気柵やワ
計画内容	イヤーメッシュ等の	の防護柵設置を推進	達する。集落単位等
	広域で取り組む意思	思のある地域は、鳥	······································
	援事業交付金の活用	用を薦める。	

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ	こまめな除草等、	こまめな除草等、	こまめな除草等、
イノシシ	適切な管理を指導	適切な管理を指導	適切な管理を指導
小型動物			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

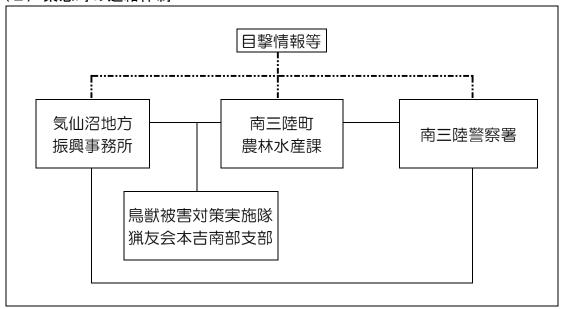
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ	詳細な被害状況及び生態把握に努めるととも
	ニホンジカ	に、緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹
		の除去等、適切な環境整備を推進するために広
		報掲載、研修会で周知を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称		役割
南三陸町農林水産課	現地確認、	関係機関への情報提供、広報等
気仙沼地方振興事務所	現地確認、	関係機関への情報提供、指導等
南三陸警察署生活安全課	現地確認、	関係機関への情報提供、巡回等
南三陸町鳥獣被害対策実施隊	現地確認、	捕獲活動
猟友会本吉南部支部	現地確認、	捕獲活動

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

志津川字大沢地内の埋却場に埋却又は自家消費

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし	
ペットフード	なし	
皮革	なし	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で のと体給餌、学術 研究等)	なし	

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	南三陸町有害動植物等対策協議会	
構成機関の名称	役割	
南三陸町	鳥獸被害防止計画作成	
南三陸町農業委員会	農作物被害情報収集、被害対策指導	
猟友会本吉南部支部	実施隊員の推薦、捕獲活動	
宮城県南三陸警察署	狩猟者指導、クマ出没時の巡回	
新みやぎ農業協同組合	農作物被害情報収集、被害対策指導	
南三陸森林組合	森林被害情報収集、被害対策指導	
宮城県農業共済組合県北支所	農作物被害情報収集、被害対策指導	
宮城県気仙沼地方振興事務所		
林業振興部森林管理班	被害対策助言指導	
宮城県気仙沼地方振興事務所		
農業振興部農業振興班		
宮城県気仙沼農業改良普及センター		
地域農業班		

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県環境生活部自然保護課	被害対策や捕獲に関する助言指導
宮城県農政部農山漁村なりわい課	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

南三陸町鳥獣被害対策実施隊13名(内訳:民間12名、町職員1名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業被害に即座に対応できる様、農家への猟銃取得支援策等を検討する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシの個体数が増加する一方で捕獲数は伸び悩んでいる。効果的な捕 獲方法について、先進地での研修を希望する。